

支給します 義援金 灯油

Q. えっ、もらえるの？

A. はい、もらえるんです。

年末に行われる「歳末たすけあい運動」で寄せられた募金と羽幌町の補助金を受けて行っている事業で、支援を必要とされている方々へ支給しています。

◎誰でももらえるの？

- ・羽幌町に在住する、低所得世帯が対象です。
1人世帯で月額65,000円（手取）以下が基準になります。
2人以上の世帯についてはお問い合わせ下さい。
- ・年齢に制限はありません。
※生活保護世帯・福祉施設入所者は対象になりません。



◎どういう手続をしたらいいの？

担当地区の民生委員または社会福祉協議会にご連絡下さい。
民生委員が調査に伺います。
※昨年対象になった世帯は、今年も調査の対象になっています。

社協会員への加入にご協力をよろしくお願いします

社会福祉協議会は、地域の誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指し、町民の皆さまや関係機関等と連携しながら地域福祉を推進する民間団体です。

社協会費は、地域福祉活動を推進する上で貴重な財源であるとともに、町民の皆さまに会費を納めていただくことによって地域の福祉活動に間接的に参加していただくことにもつながります。

社協活動の趣旨にご賛同いただき、ぜひ、会員への加入にご協力をお願いいたします。

☆社協会員とは？

- ・社協の目的や活動にご賛同いただき、羽幌町の地域福祉の推進を支援してくださる方です。

☆社協会費は、何に使われているの？

- ・ふれあい広場
 - ・社協広報誌の発行
 - ・ふれあいサロン
 - ・移送サービス
 - ・敬老の集い
 - ・お便り運動
 - ・小地域福祉活動推進事業
 - ・福祉用具、行事用テントの貸出
 - ・ひとり暮らし高齢者の集い
 - ・ボランティアセンター活動事業
 - ・地域福祉推進員活動
- など様々な事業に大切に活用させていただいています。

☆会費の種類は？

- ・会員：町内に在住する個人、法人・団体
- ・会費：個人会員（1世帯） 年額（一口） 500円以上
賛助（法人）会員 年額（一口） 1,000円以上



※会員になっていただける方、また会員制度に関するお問い合わせは、社協までご連絡ください。